

取組の基本的方向性について（検討の視点）

現行制度やアンケート結果等による水質検査を取り巻く状況を踏まえ、水質検査の信頼性を確保するための取組の基本的方向性について議論頂く。

(1) 水道水質検査の特徴

○ 基準項目等の逐次改正や検査法の向上に伴う水道水質管理の向上への柔軟な対応

**【検討の視点】**

- ・ 水質検査を自ら行う場合も委託して行う場合においても、水道事業者等は水質検査の結果に責任を持つべきではないか。
- ・ 水質検査を外部委託する水道事業者等が増加することを前提に、水道事業者等、検査機関、厚生労働省の取り組むべき姿勢はどうあるべきか。

**【背景】**

- ・ 水道事業者等は、新たな科学的知見に基づく水質検査項目の増加や基準項目等の逐次改正、分析技術の進歩に伴う検査法の向上に対応することが必要。
- ・ 水質検査の知識を持った職員が退職期を迎え、地方公共団体の財政支出削減や職員削減の施策の実施と相まって、水道水の自己検査体制を維持が困難になり、外部委託に移行せざるを得ない状況の水道事業者が存在。

○ 医薬品分野や食品分野と比較した水道水質検査の特徴（商品としての信頼性、水質濃度の清澄、原水等汚染事項の可能性）

**【検討の視点】**

- ・ 水道事業者等は、水質検査結果に関して水質濃度が極めて低い数値となることが当然と受け止めることによって、水質検査の精度確保に関心が薄くなる一因にもなるのではないか。
- ・ 水道水の特徴を踏まえれば、水道事業者等や登録検査機関はどのように水質検査の結果の精度と保証を確保すべきか。

**【背景】**

- ・ 水道水の水質は非常に清澄であることが一般的。
- ・ 流通機構の中でデータの質が極めて厳格に求められる医薬品や食品分野と異なり、水道水の検査データが商品としての信頼性に直接的に影響することは少ない。
- ・ 事故や豪雨等水道原水の水質汚染は非定常に発生し、原材料の質の変動が大きいのは医薬品分野や食品分野とは異なる。

## (2) 水道事業者等の水質検査

- 水道事業者等の水質検査実施の責任を踏まえた水道水質の精度管理の確保（自主検査時の精度管理、水質検査委託時の精度管理）

### 【検討の視点】

- ・水道事業者等が水質検査を登録検査機関に委託する場合において、選定する際に留意すべき事項は何か。
- ・登録検査機関が行う日頃の水質検査の信頼性を厚生労働省等の外部精度管理調査結果に委ねた場合の問題点は何か。
- ・自ら水質検査を行う水道事業者等の水質検査の精度管理の確保をどのように図るべきか。

### 【背景】

- ・水道事業者は、水質検査を登録検査機関に委託する際に、登録検査機関の内部精度管理の実施状況を把握しない場合が多く見られる。
  - ・水道事業者が、水質検査を委託する登録検査機関の選定理由として、料金が安いこと、近隣の機関であること、厚生労働省の外部精度管理調査結果が良いことが多くあげられた。
  - ・水道事業者が自己検査を行う場合において、内部精度管理や外部精度管理の実施を行っていないケースもみられる。
- 水道事業者等の水質検査委託時における適切な水質検査実施の確保（業務委託、検査結果の確認等）

### 【検討の視点】

- ・水道事業者等は、水質検査を検査機関に委託する場合に、精度が高い水質検査を確保するための委託内容（仕様書、価格設定）はどうあるべきか。
- ・水道事業者等は、水質検査を検査機関に委託する場合に、登録検査機関において水質検査が適切に実施していることをどのように確認すべきか。
- ・水質検査のノウハウを持った職員が不在若しくは少ない水道事業者等への技術的な支援策はどうあるべきか。

### 【背景】

- ・水道事業者が水質検査を登録検査機関に委託する際には、競争入札で業者選定を行うことにより検査料金が低くなる傾向にある。
- ・水道事業者が水質検査を委託する際に、1) 登録検査機関以外の機関に委託する事例、2) 水質検査の依頼内容が明確ではない事例、3) 水質検査実施に必要なコストが見込まれない低廉な価格で業務を委託する事例、4) 事故等の水質異常におけ

る迅速な対応が考慮されていない事例等不適切な事例がみられる。

- ・一部の水道事業者において、水質検査を登録水質検査機関以外の検査機関に委託している場合や、水質分析の成績書の提出のみを求め水質検査の内容を把握していない場合がみられる。

- 水質異常時等の危機管理体制の確立（事故等の水質異常や供給者の検査依頼の速やかな対応の確保）

**【検討の視点】**

- ・水道事業者等は水質検査を委託する場合において、突発的な水質検査の実施を考慮してどのように検査体制を確保すべきか。

**【背景】**

- ・事故や豪雨等水道原水の水質汚染は非定常に発生。
- ・供給者の要請に応じて水質検査を速やかに実施する機会もある。
- ・水質検査委託契約の中で緊急時の水質検査の取り決めがなく臨時検査の速やかな実施に不安がある水道事業者が存在する。

### (3) 登録検査機関の水質検査

- 適切な検査を確保するための検査料金の確保（競争入札による価格競争と適切な検査の確保の関係）

#### 【検討の視点】

- ・多くの公共サービスにおいて競争原理を導入する中で水質検査はどうあるべきか。
- ・水質検査の競争入札の実施を行う上で、水道事業者は、適切な水質検査をどのように確保すべきか。

#### 【背景】

- ・登録検査機関は、受注競争や委託者の価格設定に応じて、業務規定に定める検査料金よりも実際に受託する水質検査料金を安く設定している。
  - ・検査料金の過度の価格低下に伴い、水質検査の精度確保や信頼性保証に必要なコスト回収が困難となって、水質検査の品質の低下の懸念が生じる。
  - ・水質検査の受注競争の中で、登録検査機関は、どのように水質検査の精度や信頼性保証体制を確保すべきか。
- 登録検査機関の適切な水質検査の確保（登録検査機関が登録時に定める検査体制と標準作業書等に示される検査方法の履行、精度管理の確保、不適切な検査の是正）

#### 【検討の視点】

- ・登録検査機関が、検査法告示や標準作業書に定める検査方法を遵守させるために必要な取組は何か。
- ・水質検査の精度を確保する上で、現在の登録検査機関が行うべき検査方法（施行規則第15条の4、検査法告示）の内容は十分か。

#### 【背景】

- ・登録検査機関は、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制を整備し、標準作業書による作業のマニュアル化を行うなど、統一的に正確な検査結果を得るための体制を構築し、水質検査の精度の確保に努めることが求められる。
- ・外部精度管理調査において、1) 培地又は試薬、2) 器具及び装置、3) 試料の採取及び保存、4) 試験操作（前処理、分析）、5) 検量線の作成の事項に関して、検査法告示及び標準作業書どおり検査が実施されていないことが明らかに。
- ・登録検査機関の再委託、試料採取や運搬に関する状況においても、標準作業書や検査法告示に定める検査方法と一致していない登録検査機関が存在。

- 水道事業者等の水質検査に関する能力（水質検査部門、技術系職員の有無等）に応じた登録検査機関の果たすべき役割

**【検討の視点】**

- ・ 水道事業者等の水質検査に関する能力（水質検査部門、技術系職員の有無等）に応じて登録検査機関に委託する際に、水質検査のみならず、浄水処理から危機管理に至るまでの経験と知識を求めるべきか。

**【背景】**

- ・ 登録検査機関においても、浄水処理の工程管理や突発汚染事故時での対応等に対して経験を踏まえた相談や水道水質危機管理への貢献が可能な機関と、単に分析機器と人材の面から水質検査が実施可能である機関の2つのタイプがある。
- ・ 登録検査機関の中には、精度管理あるいは信頼性保証体制が整い水質検査の精度を確保はできるものの、工程管理や水質変動あるいは突発水質汚染等への対応には全く経験がなく、水道水質の危機管理に助言できない機関が存在する。

#### (4) 厚生労働省の登録検査機関への指導・監督

- 水質検査委託時の水質検査の信頼性を確保するための厚生労働省の登録検査機関への指導・監督（登録等書面審査、日常業務検査、外部精度管理調査の関係）

##### 【検討の視点】

- ・ 水道水質検査の精度を確保し着実に履行する観点から、営業区域や検査料金・受託上限等の業務規程に関する審査はどうあるべきか。
- ・ 登録検査機関における外部精度管理調査の評価結果と日常の水質検査の精度の確保の関係をどのように見るべきか。
- ・ 外部精度管理調査は、登録検査機関の日常の水質検査業務の監査を実施する観点で十分な調査か。

##### 【背景】

- ・ 厚生労働大臣は、水質検査機関の登録を申請した者が、水道法に定める要件に適合していると認める場合には、登録をしなければならない。
- ・ 登録にあたっては登録検査機関の業務対象区域を明らかにすることとされており、12時間以内の迅速な検査が可能な区域を対象としている。
- ・ 登録検査機関においては、試料採水後、検査開始までに半日を超えて検査を行っている場合もあり、生物項目については検査法告示に定める検査法を遵守できておらず、輸送方法によって影響を受けている可能性がある。
- ・ 登録検査機関は、検査料金や受託件数上限等の内容を含む水質検査業務規程を定め、水質検査業務の開始前に厚生労働大臣に届出なければならない。
- ・ 登録検査機関の水質検査受託件数や検査料金が水質検査業務規程に定める内容と異なる場合が見られ、過度に安い金額で大量に業務を受託する場合には、日常の水質検査業務における精度の確保が懸念される。
- ・ 厚生労働省が行う外部精度管理調査は、調査結果から改善すべき点を明らかにすることで検査機関の精度管理の自主的な向上に寄与することが期待される。厚生労働省は、外部精度管理調査の成績が良くない検査機関を中心に実地調査を行っている。